

令和３年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

No.	事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置内容	措置通知日
12	鳥取市歴史博物館 指定管理業務	指摘事項	文化財課	●「多大な利益」が生じた場合の協議の未実施について 当期事業収支差額が、当初計画が０円に対し決算額が27,201,693円となっており、この金額は施設の規模からみて「多大な利益」であると考えられる。ついでには、基本協定書第31条に則り、「多大な利益」の取扱いについて市と財団とは協議すべきであった。なお、多大な利益の判断は基本協定書第31条において「博物館に係る業務」の範囲で行うと定められており、財団所管の施設全体での執行状況により判断するものでなく、市が協議不要とした判断は協定書に反するものである。速やかに協議を行い、剰余金の有効活用等に向けての具体的な方針を示されたい。 また、これを機に「多大な利益」の判断基準や、協議開催の期限など、運用を具体化し、実行していくことが望まれる。 なお、所管課の説明のとおり「財団所管の施設全体での執行状況により多大であるかどうかを判断」するほうが有益であることも考えられる。その際は、施設全体で剰余金の扱いを統一すること等が必要であり、協定内容の包括的な見直しを検討されたい。	完了	「利益」の使途について令和４年３月に協議し、財団の所管する施設の運営費として活用することとしました。今後も施設全体の剰余金の扱いの統一については、行財政改革課において全庁の対応方針が統一されるとのことなので、それに従って対応することとしました。 数施設を１法人が管理する場合の剰余金の取扱いについて、指定管理者更新にあわせて協定書に記載することとし、令和８年度の協定書より剰余金の取り扱い基準を明確にしました。	令和8年5月14日